


# 広域連携物流特区

都道府県名：	その他	
申請主体名：	茨城県、栃木県	
区域の範囲：	水戸市、結城市、笠間市及びひたちなか市並びに茨城県東茨城郡茨城町、小川町、美野里町及び大洗町、西茨城郡友部町及び岩間町、那珂郡東海村、結城郡八千代町、猿島郡境町並びに宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市及び真岡市並びに栃木県河内郡上三川町、芳賀郡二宮町、下都賀郡壬生町、石橋町、岩舟町及び都賀町の全域並びに日立市、古河市、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、桜川市の区域の一部（旧日立市、旧猿島郡総和町、旧常陸太田市、旧久慈郡金砂郷町、旧那珂郡大宮町及び那珂町、旧下館市、旧真壁郡関城町、大和村及び協和町、旧西茨城郡岩瀬町）	

特区の概要：	港湾区域と北関東自動車道沿線地域等において、物流拠点の形成とネットワーク化を促進することにより、首都圏における新たな物流拠点の形成を図る。また、重量物輸送効率化事業により、物流の効率化と、コスト低減を図るとともに、物流関連等企業の誘致を推進する。
--------	---

適用される規制の特例措置：	・重量物輸送効率化事業
---------------	-------------

常陸那珂港（将来イメージ）

